

災害死亡給付特約(無配当) 傷害特約 (無配当)

不慮の事故または所定の感染症に対する保障を増や せる特約です。

特長

災害死亡給付特約は、災害または感染症により死亡または所 定の高度障害状態*になった場合に保険金をお支払いします。

災害死亡保险金額:1000万円

八日712 (本)					
給付の名称	支払事由	支払額			
災害死亡保険金	災害により事故の日から180日以内に 死亡したときまたは感染症により死亡 したとき	1,000万円 (災害死亡保険金額)			
災害高度障害保険金	災害により事故の日から180日以内に 所定の高度障害状態*になったときまた は感染症により所定の高度障害状態* になったとき	1,000万円 (災害死亡保険金額と同額)			

^{*} 所定の高度障害状態とは、傷害特約の所定の身体障害の状態第1級に該当する状態を示します。

2 傷害特約は、災害または感染症により死亡または所定の身体 障害の状態になった場合に保険金等をお支払いします。

災害保険金額:1,000万円

給付の名称	支払事由	支払額	
災害死亡保険金	災害により事故の日から180日以内に 死亡したときまたは感染症により死亡 したとき	1,000万円 (災害保険金額)	
障害給付金	災害により事故の日から180日以内に 所定の身体障害の状態になったとき	身体障害の状態に応じて 100万円〜1,000万円 (災害保険金額の10%〜100%)	

[※] 支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

P3へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



▮傷害特約の『所定の身体障害の状態』と給付割合について

等級	所定の身体障害の状態	給付割合
第 1 級	 両眼の視力を全く永久に失ったもの 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 	100%
第 2 級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第 3 級	 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの 	50%
第 4 級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったわまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの	30%
第 5 級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第 6 級	 37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの 	10%



- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 特約保険期間の満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知いただかない限り、当社所定の取扱範囲内で特約は自動的に更新され、継続いたします。
- これらの特約は、主契約が消滅するか払済保険あるいは延長定期保険に変更されたときに消滅します。
- これらの特約は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。

■傷害特約について

- 災害死亡保険金のお支払いの際に、同一の災害により障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いて災害死亡保険金をお支払いします。
- 障害給付金のお支払いは、支払割合を通算して100%を限度とします。

ご契約の際には、「**契約概要」、「注意喚起情報」**および 「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- ●「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を 記載したものです。
- ●「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項 (クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性 について等)を記載したものです。
- ●「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険 契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ

(https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/)上でいつでもご覧いただけます。

保険種類をお選びいただく際には、

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この特約は、「保険種類のご案内」に記載されている災害死亡給付特約・傷害特約です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。した がいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して 当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『**告知書』記入上のご注意**」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(https://www.prudential.co.jp/)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに 公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。 お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。 保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 インターネットホームページ https://www.prudential.co.jp/ 保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等に つきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター 0120-810740 (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください